

第 1 回環境省の政策評価に関する有識者会議における
主な意見と対応及び令和 7 年度政策評価書（案）等の修正箇所

令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議における各委員の発言と各部局の対応整理表

部局	目標		発言委員	委員の発言	各部局の対応
地球局	1	1	亀屋委員	目標設定に対して毎年の数値が示されているが、それで果たして 2030 年度という長期の目標に間に合うようなペースとなっているのかわかりづらいので、それがわかりやすくなっていると良いだろう。	「目標 1-1」の評価結果内「目標達成度合いの測定結果」における「判断根拠」について、2030 年度目標に向けて年度ごとに多少の振れ幅があるものの、全体としての減少傾向が継続している旨の記載を追加いたしました。
地球局	1	1	山岸委員	「デコ活応援団」は参加団体数以外で、その効果を図る工夫の検討はないか。直接的な排出削減量を測るのは無理だとしても、起こしえた行動変容のパターンやその数など。	新たな指標の設定については、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。
地球局	1	1	森田委員	温室効果ガス削減に関して、Scope 3 まで踏み込んでくるということになると、今後日本だけでなく国内外を見なくてはいけないという流れになってくるため、そこまで触れているとよいだろう。	ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等における Scope3 の開示が義務化されることを踏まえて、環境省の施策としてはバリューチェーン上の国内企業を対象として、Scope3 の算定や削減に向けた取組の支援を重点的に実施していることから 1-1 として記載をしているものです。

		2			バリューチェーン上の国外企業の排出量の把握・削減というプロセスは、バリューチェーン上の国内企業を対象とした Scope3 の算定や削減に向けた取組の延長として存在すると認識しています。そのため、「1－2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献」への新たな指標の設定については、現時点では対応が難しいものの、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。
地球局	1	1	山岸委員	課題や次期目標への反映の議論の中で、Scope 3 の排出削減の状況について言及があるのはよい方向性だと思う。Scope 3 の開示状況や、目標設定状況は、単に本評価上の指標として重要であるだけでなく、その情報の公開を通じて Scope 3 への取り組みを促すこと自体が施策としても重要だと思う。小さな、整理上の課題としては、日本企業の場合、Scope 3 のかなりの部分が「国外」での排出というパターンも多く、単純に 1－1 が対象とする国内の排出量削減への貢献だけではないため、それを置く場所が 1－1 なのか、1－2 と共通させるのかは多少整理が必要かと思う。さらに言えば、Ongoing Emissions Responsibility（従来まで BVCM と呼ばれていたもの）への貢献を見ていくことも、同様に重要と思われる。	ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等における Scope3 の開示が義務化されることを踏まえて、環境省の施策としてはバリューチェーン上の国内企業を対象として、Scope3 の算定や削減に向けた取組の支援を重点的に実施していることから 1－1 として記載をしているものです。
		2			バリューチェーン上の国外企業の排出量の把握・削減というプロセスは、バリューチェーン上の国内企業を対象とした Scope3 の算定や削減に向けた取組の延長として存在すると認識しています。そのため、「1－2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献」への新たな指標の設定については、現時点では対応が難しいものの、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。 Ongoing Emissions Responsibility: OER は、2026 年 6 月に国際イニシアチブ SBTi が大幅改訂した企業ネットゼロ基準によって示された考え方であり、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。

地球局	1	2	森田委員	気候ファイナンス自体は二国間の日本からの支援がかなり大きい。気候変動対策の取組にも多く支援をしているが、JCM だけでくるとスケールが小さくなってしまう。民間資金も活用しながら対策が増えていく。そのような広がりも今後評価できるような指標を考えた方が良さだろう。今の書き方では JCM に限定されてしまっている印象。	日本が UNFCCC へ提出した第 1 回隔年透明性報告書（BTR1）においては、気候資金、技術移転及び能力構築支援に関する情報が体系的に報告されており、2021 年から 2022 年の 2 年間で行った気候変動分野の途上国支援は約 269 億米ドル（うち公的資金約 224 億米ドル、民間資金約 45 億米ドル）であるなど、我が国は、様々な国際協力学キームを通じて途上国の脱炭素化支援を実施してきているところだす。 今後は、我が国のこうした支援実績等も踏まえながら、民間資金の動員や途上国支援を含む脱炭素分野の国際貢献を適切に評価できる指標の在り方について検討していきます。
地球局	1	2	山岸委員	測定指標 1 の JCM 側しか、実質的に指標が設定されていないため、各所でやられている貢献活動が一切反映されないのは単純にもったいないように思う。	日本が UNFCCC へ提出した第 1 回隔年透明性報告書（BTR1）においては、気候資金、技術移転及び能力構築支援に関する情報が体系的に報告されており、2021 年から 2022 年の 2 年間で行った気候変動分野の途上国支援は約 269 億米ドル（うち公的資金約 224 億米ドル、民間資金約 45 億米ドル）であるなど、我が国は、様々な国際協力学キームを通じて途上国の脱炭素化支援を実施してきているところだす。 今後は、我が国のこうした支援実績等も踏まえながら、民間資金の動員や途上国支援を含む脱炭素分野の国際貢献を適切に評価できる指標の在り方について検討していきます。

地球局	1	3	山岸委員	ほぼすべての目標・指標において堅実な進展がみられ、達成もしくはあと一息で達成という状況にあると理解した。次の目標設定・進化がどうなっていくのかが気になるところだが、次のステップがやや曖昧に見えた。単一自治体に限らない広域連携の必要性などが、「反映の方向性」で言及されているのはよい方向性だと感じたものの、そこに目標を設定するとは言い切っていない点は気になった。また、これまでの目標達成を通じて、国内における特に脆弱性が高い地域・分野の特定がなされ、それらの分野に対する対応策の進展を今後は見ていく、という流れにならないのかは気になった。	気候変動適応計画の改定に向けた検討を行っており、その議論も踏まえ、どのような指標・目標値を設定できるか検討させていただきます。そのため、目標 1-3 に関し、政策評価内「次期目標等への反映の方向性」における「測定指標」について、記述を修正いたしました。
地球局	2	1	亀屋委員	測定指標 1 の判断根拠の文章では「HCFC の消費量は・・・我が国は令和 2 年時点で 100% の削減を達成した。」とあるが、環境省資料 (https://www.env.go.jp/content/000380427.pdf の 2-1) によれば、R6 に 47t の HCFCs が新設機器に充填され、656t の HCFCs が稼働中機器に充填されたことになっている。データが矛盾していないか。	測定指標 1 の判断根拠の文章に記された「HCFC」は、モントリオール議定書の文脈で新規に製造された HCFC 冷媒であり、これは、令和 2 年から一切消費していません。一方、ご提示頂いた資料中に記された HCFC は、新規の HCFC 冷媒ではなく、市中で使用され、回収され、再生処理された再生 HCFC 冷媒です。両者の違いを明瞭にするため、測定指標 1 の判断根拠に記された HCFC について、「新規の HCFC 冷媒」と修正いたします。

再 循 局	4	6	そ の 他		第一次国土強靱化実施中期計画に記載されている「浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の割合」を指標として追加しました。
自 然 局	5	1	山 岸 委 員	生物多様性に配慮する開示や取り組みを行っている企業の割合については、既存のアンケートに基づいた指標に加えて、TNFD や SBTN などの取り組みの採用率を同時に見ていった方が実態としてはより見えるようになるのではないかと思います。	本目標においては、企業における裾野の広がりを把握する観点から、現状では特定のガイダンス等への依拠を問わずに推移を把握することとしています。なお、TNFD については月次で日本企業のアダプター数を確認しており、日本は世界トップのアダプター数となっているほか、SBTN は現在最終版の開発中である点なども踏まえ、実態把握にあたって、そうしたガイダンス・枠組みの採用率に係るアンケート等も参考にし、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。
自 然 局	5	1	深 町 委 員	一つ目の指標「生物多様性の保全につながる意向を示す人の割合」について、高い結果が出ているが、生物多様性に重要な役割を果たしているような、農林水産業に従事する人のデータがないか検討してほしい。	当該指標の実績値は世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査対象者の職業については質問していないため、農林水産業に従事する方のデータを抽出できる仕様になっていないところです。いただいた御意見は今後の調査設計の参考とさせていただきます。
自 然 局	5	1	亀 谷 委 員	身近な生き物が一番国民にとって肌に触れて感じられる部分であるのに、指標化されていないのは、「生物多様性」について、理解を得ていくことも困難だと思う。 指標化してほしい。	御指摘を踏まえ、身近な生き物を含む生物調査に係る件数を指標として追加することといたしました。

自然局	5	2	百瀬委員	自然共生サイトについては、認定されたというだけでは、その面積や、保護できている希少価値等が見えづらいのが課題。認定登録数が増えているのは、関心を持つ企業が増えているということであり、それは評価できることだが、認定された後も継続的に自然保護の取組を行っていくことが重要。今の指標では、認定後の成果がわからないことから、現行の目標値は達成したのだから、次は、どのような成果を出しているか、何を守る取組が行われているかがわかるように、そのような要素を取り入れた指標を設定してほしい。	活動の成果を測定することで、自然共生サイトの認定増加の意義がより明確に可視化できると考えていますが、ご指摘の通り、現時点では指標を定められていないところです。 自然共生サイトの計画期間は5年間を目安にすることとされており、最初の認定から5年を経過するタイミングで変更（更新）申請をすることで、認定が継続されます。制度開始が令和5年度であるため、令和10年度頃から更新が生じ始めることが想定され、その際には変更申請手続きの中で成果に関する情報も集積されるものと考えています。 今年度、30by30 ロードマップの中間評価を実施することとなり、その中で上記の観点も踏まえ、これまでの成果を示すとともに今後の方向性を検討し、次年度以降の政策評価にも反映してまいりたいと思います。
自然局	6	1	亀谷委員	目標超過達成は非常に良いことだが、例えば、「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少」では、R12 年で 2.0 万頭とずいぶん先の目標をすでに達成されているように伺え、達成されているならば、早めに目標の見直しをしていかないといけないと思う。新たな目標を設定すべき。	当該目標値は、動物愛護管理法第5条に基づく動物愛護管理基本指針に位置付けられているものです。当該指針の見直しに当たっては動物愛護管理法上、中央環境審議会の意見を聴くこととされており、現時点において具体的な数値等をお示しすることは困難ですが、将来的に、当該基本指針の見直しに係る審議会での議論等を経て、改訂後の基本指針の内容を適切に反映してまいりたいと考えています。 一方で、御指摘のとおり、すでに目標を達成している状況ですので、当該指針の見直しまでの間、新たな指標として、「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（減少傾向維持）」を追加することとします。

自然局	6	2	その他		令和 8 年度事前分析表指標 6 の目標値について、「前年度実績比 10 % 増」とするところ、「前年度実績比 1 % と増」と誤記があったため修正しました。
保健部	7	1	亀屋委員	達成すべき目標①②が目標値を下回っている状況が続いていることから、R10 の通常評価年までには「③相当程度進展あり」となるように努力が必要。	①化学物質実態調査については、年々、物質の測定難易度が高いものが要求物質として挙げられており、物価高騰も続いていることから、例年並みの測定が難しい状況に陥っております。そのため、令和 8 年度は確実な目標達成に向けて、対応する物質の状況をよく確認し、現実的に達成可能な目標を定めました。令和 8 年度は目標を達成することができるよう努力してまいります。 ②環境リスク初期評価については、年々、評価の難易度が高いものが対象物質として挙げられているほか、新たな影響指標についても評価手法の検討を進めているところです。そのため、令和 8 年度は確実な目標達成に向けて、対応する物質の状況をよく確認し、現実的に達成可能な目標を定めました。令和 8 年度は目標の達成に向けて努力してまいります。
保健部	7	2	亀屋委員	達成すべき目標①、②および測定指標 1、2 は、7-2 リスク管理よりも 7-1 リスク評価に係る目標と指標のように感じられる。リスク評価とリスク管理の意味について、いま一度整理が必要ではないか？	「7-2. 環境リスクの管理」の達成すべき目標①、②および測定指標 1、2 については、化審法に基づくリスク評価の実施及びリスク評価方法の検討によって、化学物質のリスク管理措置の検討に繋げるという意味でリスク管理の項目に含めています。また、7-1 は化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクの体系的なリスク評価、7-2 は化審法と化管法という 2 つの法令に基づく環境リスクの管理という整理をした結果、こちらの分け方としました。そのため、施策の概要には「化学物質審査規制法（以下「化審法」という。）に基づく化学物質のリスク評価を着実に進

					め、 <u>リスク管理措置の検討に繋げる</u> 。また、化学物質排出把握管理促進法（以下「化管法」という。）に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。」と補足しました。なお。御指摘の通り、7-2 の目標①、②および測定指標 1、2 はリスク評価に係る目標及び指標と捉えることもできるため、次年度の更新の際の参考とさせていただきます。
保健部	8	4	亀谷委員	測定指標 3 の熱中症の死亡者数が R5.5 閣議※（熱中症対策実行計画）の半減に向けて減少に転じるどころか増加し続けており、目標達成度合いの「③相当程度進展あり」には疑問が残る。年間 1500 人の死亡は高リスクで緊急度の高い状況ではないか。目標 R12 までの 4-5 年間に現状施策を淡々と実施するだけでなく、予想外の気象影響も加味した施策の中味の充実が必要ではないか。	目標達成度合いの測定結果は、測定指標 1 つのみで判断しているわけではなく、測定指標 1～3 の達成度合いを総合的に判断しています。つきましては、（判断根拠）に記載していますとおり、測定指標 1 と 2 に関しては進展のある結果となったため、測定指標 3 の結果も含めて、「③相当程度進展あり」としました。いただいた御指摘も踏まえ、今年度中に改定を予定している熱中症対策実行計画において、今後の気候変動等を踏まえた対策や目標設定の在り方について検討してまいります。
地域 G	10	2	亀谷委員	指標において数字は増えているところではあるが、誤差の範囲であるとも判断できるため、目標超過達成①と判断した理由について、詳しくお答えいただきたい。目標達成②にするというのも一つの手かと思うので検討いただきたい。	令和 7 年度の目標値 190 に対して実績値が 9 ポイント上回っていたため目標超過達成①としていましたが、複数年連続で上回っているわけではないところ、委員ご指摘の通り現段階では誤差の範囲とも判断し得るため、199 であるため、目標達成②へ修正といたしました。

	目標1－1地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり	担当部局名	地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室 気候変動科学・適応室 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域政策課 地域脱炭素事業推進課 地域脱炭素政策調整担当参事官室 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課 環境経済課 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 廃棄物規制担当参事官室 浄化槽推進室 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 容器包装・プラスチック資源循環室 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 水・大気環境局 脱炭素モビリティ事業室									
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、2050年ネット・ゼロ実現に向け、社会経済構造の転換を推進しつつ、戦略的に取組を進める。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年8月							
達成すべき目標	我が国の目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46％削減することを目指す。さらに、50％の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60％、73％削減することを目指し、2050年までのネット・ゼロの実現を目指す。	政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進									
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定):第2章および第3章 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版(令和6年6月21日閣議決定):Ⅵ. 1. ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定):第2章3. (2) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定):第2章及び第3章 ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和7年2月18日提出):「世界全体での1.5℃目標と総合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60％、73％削減することを目指す」											
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度	目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
1 温室効果ガス 排出量・吸収 量(CO2換算 トン)	13億9,400万	H25年度	7億6,000 万	R12年度	-	-	-	-	-	-	地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)に基づく。	○
					10億5,700万	10億1,300万	9億9,400万	集計中	-	-		
2 エネルギー起 源二酸化炭 素の排出量 (CO2換算ト ン)	12億3,500万	H25年度	6億7,700 万	R12年度	-	-	-	-	-	-	同上	○
					9億6,100万	9億2,200万	9億700万	集計中	-	-		
3 非エネルギー 起源二酸化 炭素、メタン 及び一酸化 二窒素の排 出量 (CO2換算ト ン)	1億2,940万	H25年度	1億1,560 万	R12年度	-	-	-	-	-	-	同上	○
					1億1,450万	1億1,110万	1億750万	集計中	-	-		
4 代替フロン等 4ガスの排出 量 (CO2換算ト ン)	2,880万	H25年度	2,090万	R12年度	-	-	-	-	-	-	同上	○
					3,530万	3,390万	3,220万	集計中	-	-		

	5	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	-	-	4,770万	R12年度	-	-	-	-	-	-	同上	○		
							5,420万	5,390万	5,230万	集計中	-	-	-			
	6	デコ活応援団(官民連携協議会)参画者数(企業、自治体、団体等)	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	同上	-	
	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
	(1)	地球温暖化対策推進法施行推進経費(平成10年度)	1	004675	(5)	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(国土交通省・経済産業省連携事業)(平成31年度)	1.2	004735	(9)	温室効果ガス関連情報基盤整備事業(平成16年度)	1.2	004684	(13)	先進的な資源循環投資促進事業(経済産業省連携事業)(令和6年度)	1.2	019732
	(2)	脱炭素社会実現に向けた国際研究調査事業(平成26年度)	1.2	004676	(6)	地域共生型廃棄物発電等導入促進事業(令和7年度)	1.2	019589	(10)	2050年ネット・ゼロの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費(平成29年度)	1.2,3,4,5	004749	(14)	Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業(令和7年度)	1.2	021306
	(3)	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業(平成24年度)	1.2	004679	(7)	断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(経済産業省・国土交通省連携事業)(令和4年度)	1.2	007463	(11)	家庭部門のCO2排出実態統計調査事業(平成25年度)	1.2	004685	(15)	革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業(令和2年度)	1.2	004755
	(4)	環境金融の拡大に向けた利子補給事業(平成25年度)	1.2	004681	(8)	住宅のZEH・省CO2化促進事業(平成30年度)	1.2	004761	(12)	「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業(令和6年度)	1.2,3,6	007457	(16)	産業車両等の脱炭素化促進事業(一部経済産業省・国土交通省連携事業)(令和3年度)	1.2	006220
	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
	(21)	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業(令和6年度)	1.2	007458	(25)	ゼロエミッション船等の建造促進事業(国土交通省連携事業)(令和6年度)	1.2	019618	(29)	浄化槽システムの脱炭素化推進事業(令和4年度)	1.2	005018	(33)	プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業のうち、「高効率廃熱回収設備等導入支援事業」(令和5年度)	1.2	007623
	(37)	「脱炭素×復興まちづくり」推進事業(令和3年度)	1.2	005002												

	(22)	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部農林水産省、国土交通省連携事業、令和6年度）	1,2	007459		(26)	森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費（平成11年度）	1,5	004705		(30)	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（一部国土交通省、農林水産省連携事業）（令和4年度）	1,2	005019		(34)	脱炭素志向型住宅の導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携業務）（令和6年度）	1,2	020829		(38)	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（令和3年度）	1,2,3,4,5	005003
	(23)	エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費（平成25年度）	1,2	004695		(27)	事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業（令和2年度）	1,2	004758		(31)	地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業（文部科学省連携事業）（令和4年度）	1,2	005023		(35)	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（令和2年度）	1,2	004766		(39)	ESG金融実践促進事業（令和4年度）	1,2	005025
	(24)	CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業（一部経済産業省連携事業）（平成26年度）	1,2	004696		(28)	革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業（令和2年度）	1,2	004763		(32)	潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業（令和4年度）	1,2	005024		(36)	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（令和3年度）	1,2	004767		(40)	バリューチェーン全体での企業の脱炭経営普及・高度化事業（令和5年度）	1,2	005846
	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
	(41)	グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（令和5年度）	1,2	005847		(45)	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（令和5年度）	1,2	007625		(49)	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業（令和5年度）	1,2,4	004756		(53)	—	—	—		(57)	—	—	—
	(42)	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業（令和5年度）	1,2	005848		(46)	脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業（令和3年度）	1,2	005008		(50)	特定地域脱炭素移行加速化交付金（令和5年度）	1,2	007469		(54)	—	—	—		(58)	—	—	—
	(43)	再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業（平成30年度）	1,2	004727		(47)	離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業（令和3年度）	1,2	005009		(51)	商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）（令和5年度）	1,2	007470		(55)	—	—	—		(59)	—	—	—
	(44)	脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業（平成30年度）	1,2	004729		(48)	脱炭素型循環経済システム構築促進事業（令和5年度）	1,2	005849		(52)	—	—	—		(56)	—	—	—		(60)	—	—	—

		目 標 達 成 度 合 い の 測 定 結 果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
			(判断根拠)	【温室効果ガスの排出状況】 ○令和6年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、約9億9,400万トンで、令和5年度比で1.9%の減少、また平成25年度比では28.7%の減少となった。これは基準年である平成25年度以降の最低値であり、初めて10億トンの大台を下回 ったり、全体としての減少傾向を継続した 。令和5年度からの排出量減少の主な要因としては、製造業の生産量の減少によるエネルギー消費量の減少や電源の脱炭素化の進展（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え）等が挙げられる。 これは、2030年度目標に向けた進捗としても、年度ごとに多少の振れ幅はあるものの、全体としての減少傾向は継続しているが 、2050年ネット・ゼロ及び各年度の削減目標の実現に向けて、引き続き、地球温暖化対策計画等に基づき、あらゆる対策・施策を総動員しながら、政府一丸となって取り組んでいくことが必要。 【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○令和6年の代替フロン等4ガスの排出量は令和5年比で4.8%減となった。これは、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低GWP（地球温暖化係数）冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果と考えられる。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和6年度の森林等の吸収源対策による吸収量の実績は約5,230万トンで、令和5年度比で約2.9%の減少となった。 今後は、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンやCO2吸収型コンクリートなどの新たな吸収源対策の取組を加速し、CO2吸収源対策の拡充を推進する。 【デコ活応援団（官民連携協議会）参画者数（企業、自治体、団体等）】 ○デコ活応援団について令和6年度を上回る約3,000以上の企業、自治体、団体等が参画しており、引き続き、参画者数の増加、協議会の取組の拡大に努める。 上記根拠より、地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくりについて相当程度進展したと考える。
			目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	【温室効果ガス全体の排出削減】 ○将来の電力需要量や脱炭素技術の開発・実装の不確実性が大きい中、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくためには、地球温暖化対策計画のフォローアップを通じて対策の柔軟な見直し・強化を図り、創造的に地球温暖化対策を実施することが必要不可欠である。毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策としていく必要がある。 ○Scope1,2については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を公表しており、令和4年度報告からは「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」を活用したデジタル化や情報開示機能の改善を進めている。また、排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、報告義務の対象外となる中小・中堅事業者が排出量を簡易に算定・公表できるよう、EEGSの機能を拡充している。ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等のScope3開示の動きに伴い、一部の民間企業ではサプライチェーンにおける排出量削減の更なる強化が進められており、政策面での対応も今後必要となる。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○フロン類の削減目標の達成に向け、自然冷媒を使用した機器への転換支援等を行い、市中に新規で投入されるフロン機器の削減を一層進める必要がある。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築して検討を進めるとともに、CO2吸収型コンクリートについて、インベントリ報告対象技術の拡充やJ-クレジット化を加速することで、CO2吸収源対策の拡充を推進する。 【国民への普及啓発】 ○「COOL CHOICE」等のこれまでに実施してきた国民運動は、単なる普及啓発にとどまっていたため、賛同者数及び賛同事業所数が伸び悩むとともに、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換に直結しなかった。 ○令和4年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」について、令和5年7月に愛称を「デコ活」に決定、同年8月に、ロゴマーク、メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言等の情報を発信、令和6年2月に「くらしの10年ロードマップ」を策定しているところ、これらの取組を踏まえ、今後、デコ活応援団（官民連携協議会）を通じ、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンを展開することで、家庭部門等における排出削減を一層強化することが必要。 ○国民の行動変容・ライフスタイル転換を通じた暮らしの改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトへの支援を継続することにより、需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業をより一層創出することが必要。
			次期目標等への反映の方向性	【温室効果ガス全体の排出削減】 ○毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策に取り組む必要がある。また、法及び地球温暖化対策計画に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。 ○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、2050年ネット・ゼロ及び各年度の削減目標の実現に向けて、地球温暖化対策計画等に基づき、脱炭素、経済成長、エネルギー安定供給の同時実現を目指すGXの推進など、あらゆる対策・施策を総動員しながら、政府一丸となって取り組んでいく。 【Scope3の排出削減の状況】 ○ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等における開示義務化の検討状況を踏まえつつScope3の排出状況の把握の在り方を検討する。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○フロン類について、HFCの生産量・消費量の規制、新規出荷機器に使用する冷媒の低GWP化、使用機器からの漏えい対策の推進、廃棄機器の冷媒回収の推進等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。 ○改正フロン排出抑制法の施行後5年を迎えたため、改正法の施行状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な対策を推進する。 【吸収源対策】 ○バリ協定下において、引き続き気候変動枠組条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、改善を行うとともに、関係省庁と連携し、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進め、適切な評価が可能になった吸収源から、吸収量の算定・報告を進める。 ○令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ（温室効果ガス吸排出量の目録）に関する対応の検討を継続的に行う。 ○沖合のブルーカーボンやCO2吸収型コンクリートなどの新たな吸収源対策に取り組むことにより、CO2吸収源を拡充していく。 【国民への普及啓発】 ○デコ活を推進するプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、認知拡大キャンペーン・社会実装プロジェクトを展開し、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル転換と併せて消費・行動の喚起と脱炭素に資する製品・サービスの需要創出を推進し、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。
			【測定指標】	【温室効果ガス全体の排出削減】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による排出・吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。 【Scope3の排出削減の状況】 ○引き続き、ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等のScope3の開示の動きを見つつ政策評価指標について検討する。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガスによる排出を目標値としていることから、測定指標は変更しない。 【吸収源対策】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。 【国民への普及啓発】 ○デコ活応援団（官民連携協議会）の参画者数は、地球温暖化対策計画の目標値に設定していないものの「デコ活」の進捗を測る上で重要な指標となるため、測定指標を変更しない。

	学識経験を有する者の知見の活用	令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議において、「目標設定に対して毎年の数値が示されているが、それで果たして2030年度という長期の目標に間に合うようなペースとなっているのかわかりづらいので、それがわかりやすくなっていると良い。」とのご指摘があった。これを受けて、「目標達成度合いの測定結果（判断根拠）」において、2030年度目標に向けて年度ごとに多少の振れ幅があるものの、全体としての減少傾向が継続している旨の記載を追記した。 ＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。 ○改正フロン排出抑制法の施行後5年を迎えたことを踏まえ、改正法の施行状況について検討を加えるため、中央環境審議会地球環境部会フルオロカーボン対策小委員会（合同会議）を開催した。	SDGs目標との関係	【主な目標】 削減目標の達成に向けて地球温暖化対策計画に基づき対策・施策を推進し、我が国の温室効果ガス排出量は減少を継続している。この観点から、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		【副次的効果が期待される目標】 地球温暖化対策計画に基づき、環境省だけではなく関係省庁と連携して気候変動対策を総合的及び計画的に推進しているという観点で、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、9番「働きがいも経済成長も」、11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。

令和7年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)(環境省 R7 - ③)																			
施策名		目標1－3 気候変動の影響への適応策の推進										担当部局名		地球環境局 気候変動科学・適応室					
施策の概要		気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)及び気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和8年8月		
達成すべき目標		気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。										政策体系上の位置付け		1. 地球温暖化対策の推進					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・気候変動適応法(平成30年法律第50号)第3条、第7条、第8条、第9条、第10条、第14条、第15条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条 ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)第1章第4節、第1章第5節、第3章5節 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(令和7年6月13日閣議決定)Ⅲ.2 ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月23日閣議決定)第2章4 ・気候変動影響評価報告書(令和8年2月公表)第1章等																	
測定指標		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成	
						R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度								R10年度
1	法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	－	－	47	R7年度	－	47	47	47	－	－	－	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする規定されているため。 また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度としたところ、目標を達成できなかったことから、引き続き都道府県における地域気候変動適応センターの設置を働きかけていく。	○					
2	法に基づく地域気候変動適応計画を策定している中核市・特例市の数	－	－	85	R8年度	－	－	65	－	85	－	－	法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。)を策定するよう努めるものとする規定されているため。令和5年度までに、全ての都道府県及び政令指定都市において地域気候変動適応計画が策定されたことから、今後は、主に中核市・特例市における計画策定を促進する。	－					
3	気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	－	－	気候変動適応計画の改定	R8年度	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集	気候変動影響評価報告書の素案作成	法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の改定	－	－	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を立案して見直していくこととされているため。	○					
						次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期報告書作成に向けた情報収集の実施	気候変動影響評価報告書の素案作成	法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	－	－	－							
4	気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度	18	R8年度	14	15	17	18	18	－	－	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。 また気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。	○					
						12	16	18	19	－	－	－							
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	気候変動影響評価・適応推進事業(平成18年度)	1,2,3,4	004750	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－

	(3)	—	—	—	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—	—
	(4)	—	—	—	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり																
			(判断根拠)	【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】(測定指標3) 法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和8年2月に最新の気候変動影響評価報告書を公表した。 ○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和7年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」を実施し、様々な分野の学識経験者らからなる気候変動適応策のPDCA手法検討委員会において「気候変動適応計画における気候変動適応の進展把握・評価に係る最終報告書(案)」の検討を行った。 【地域における適応の推進】(測定指標1、測定指標2) ○令和7年度に全都道府県が地域気候変動適応センターを設置し目標を達成した。 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、情報提供等を行った。結果、令和8年5月現在、全ての都道府県・政令指定都市、71の中核市・特例市が地域気候変動適応計画を策定した。令和7年度に新たに1県が地域気候変動適応センターを確保したことから、これで全都道府県に地域気候変動適応センターが設置された。 ○法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、令和4年度に策定したアクションプランの実装に向け、引き続き検討を行った。 【国際協力】(測定指標4) 法第27条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和7年度は9か国において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。 以上のことから、気候変動の影響への適応策の推進について、相当程度進展ありと考える。																
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○気候変動適応計画等に基づき実施した施策について、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的な適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○気候変動影響評価報告書をもとにさらなる知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○科学的知見の収集及び整理、気候変動影響の評価方法の検討等を着実に実行することで、引用可能な文献数が増加し、最新かつ広範な科学的知見を反映した気候変動影響評価報告書を作成することができている。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を超えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○測定指標4の目標値は達成しているものの、二国間協力事業における人材育成に際して、AP-PLATのコンテンツをより活用する方法を検討する必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、特に気候変動適応を進める必要のある気候変動に脆弱な国及び「地方」における喫緊な政策課題について取組を促進する必要がある。																	
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、気候変動影響の評価の結果や気候変動適応計画の進捗管理と見直しを行う順応的なアプローチにより適応を進める。 ○気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、評価する。 ○関連する研究機関との連携を図りながら適応施策を推進する。 ○地方公共団体の区域を超えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会等を通じた情報共有、適応eラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○二国間協力事業対象国としてASEANをこれまで想定してきたが、今後はアジアのグローバルサウス諸国も視野に入れていく。 ○既存の様々な国際ネットワークを通じて、途上国の能力強化の支援を実施する。 ○気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。 【測定指標】 ○測定指標1はR7年度に目標を達成したため、令和8年度事前分析表から削除する。 ○測定指標2、測定指標3は、適切に測定できていることから、変更しない。 ○測定指標4は、R7年度に目標を達成したため、令和8年度事前分析表では目標値を修正する。 ○令和8年度中に予定している気候変動適応計画の改定の議論を踏まえ、指標の設定等について検討する。																	
学識経験を有する者の知見の活用	令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議において、「次の目標設定・進化がどうなっていくのか気がになるところだが、次のステップがやや曖昧に見えた。単一自治体に限らない広域連携の必要性などが、「反映の方向性」で言及されているのはよい方向性だと感じたものの、そこに目標を設定するとは言い切っていない点は気になった。」のご指摘があった。これを受けて、「次期目標等への反映の方向性【指標】」において、令和8年度中に予定している気候変動適応計画の改定の議論を踏まえ、指標の設定等について検討する旨を追記した。 ＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において、気候変動影響評価報告書の検討を行った。 ○科学的知見の収集、気候変動影響評価のため、各分野の学識経験者で構成する「気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ」において、助言を受けた。 ○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行い、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」において、助言を受けた。 ○気候変動適応広域協議会では、分科会ごとに各分野の有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた科学的な助言がなされた。								SDGs目標との関係		【主な目標】 法及び気候変動適応計画に基づき、様々な主体・分野の適応を総合的に推進した。また、気候変動影響評価報告書を作成した。また、本計画の進捗状況を把握するため、令和6年度に実施した施策についてフォローアップを行うとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法の検討を実施した。これらにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ・広域協議会及び適応全国大会を開催し、全国の地方自治体や関係省庁、研究機関等、気候変動適応に関わるステークホルダーと広く情報共有するとともに、各地域の気候変動影響等について議論を行い、適応策の推進のための連携を深めた。こうした取組により目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。 ・令和5年度から開始した官民連携による早期警戒システム事業では、官民連携協議会を設置し、海外展開に関心がある技術提供企業との連携を実施している。また同時に、二国間でのバイ会合や日ASEAN気候環境戦略プログラムにおいて、当該事業を紹介し企業による海外展開の足がかりを形成することで、目標9番「産業と技術確信の基盤を作ろう」の達成に貢献した									
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—																			

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																				(環境省 7 - ④)									
施策名			目標 2ー1 オゾン層の保護・回復												担当部局名			地球環境局 フロン対策室											
施策の概要			オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。												政策評価実施予定時期						政策評価実施時期			令和 8年 8月					
達成すべき目標			オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。												政策体系上の位置付け			2. 地球環境の保全											
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)第3章、第2節、1. (1)⑤																										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										達成							
		年度ごとの実績値																											
			基準年度			目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度																
1		PRTRによる オゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	-	-	減少傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。										○					
							1874	1680	1549	集計中	-	-	-																
2		業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	-	-	増加傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層保護の観点から市中で使用されているオゾン層を破壊するフロンの回収を進める必要があるため。										ー					
							-	-	42	集計中	-	-	-																
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号						
(1)		フロン等対策推進調査費(平成元年度)	1.2	004768	(5)		ー	-	-	(9)	ー	-	-	(13)		ー	-	-	(17)		ー	-	-						
(2)		ー	-	-	(6)		ー	-	-	(10)	ー	-	-	(14)		ー	-	-	(18)		ー	-	-						
(3)		ー	-	-	(7)		ー	-	-	(11)	ー	-	-	(15)		ー	-	-	(19)		ー	-	-						
(4)		ー	-	-	(8)		ー	-	-	(12)	ー	-	-	(16)		ー	-	-	(20)		ー	-	-						

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり			
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	測定指標については、R7年度の値が集計中であるためR6年度の値に基づき評価を行い、以下のことから、オゾン層保護・回復について、相当程度進展ありと考える。 【測定指標1】 ○モントリオール議定書に基づく削減計画では、 新規の ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成した。 【測定指標2】 ○平成14年より施行されたフロン回収・破壊法(現「フロン排出抑制法」)によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷した状況を踏まえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	【測定指標1】 ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和6年までに約90%以上減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。 【測定指標2】 ○低迷する業務用冷凍空調機器のフロン類の廃棄時回収率を向上させるため2019年にフロン排出抑制法の改正を行い、2020年4月に施行された。改正後は、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対する直接罰の導入など、関係事業者の相互連携によりフロン類の未回収を防止し、機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みとし、都道府県による指導監督の実効性向上も図った。一方で、依然として廃棄時回収率は低迷しているため、改正フロン排出抑制法の施行状況を踏まえた制度整備に向けた検討を進め、廃棄時回収率の向上を図っていく。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	改正フロン排出抑制法の施行後5年を迎えたため、改正法の施行状況について中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会において検討を行い、その結果に基づいて必要な対策の方向性を示す。			
		【測定指標】	○測定指標1(PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン))については、適切に測定できていることから、指標を変更しない。 ○測定指標2(業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%))の目標値については、回収率の算出方法の変更があったため、令和8年度43%とする。			
学識経験を有する者の知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> ○有識者による成層圏オゾン層保護に関する検討会での議論をオゾン層の破壊状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況等を取りまとめた「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」に反映している。 ○中央環境審議会 地球環境部会 フルオロカーボン対策小委員会・産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 フロン類対策ワーキンググループの合同会議での議論内容を排出量抑制政策の検討において反映している。		SDGs目標との関係	【主な目標】 オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらに球温暖化対策計画に基づいて対策・施策を推進し、温室効果ガスであるフロン類の排出量削減を進め、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 関係省庁と連携し、オゾン層の保護・回復のための対策や地球温暖化対策を推進することで、有害紫外線による生態系への影響軽減に起因する多種多様な生態系の回復及び気候変動の緩和が進むこととなり、関連する目標11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15番「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—					

施策名	目標4-6浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室			
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年	8月
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設である浄化槽の普及推進を通して、政府目標である令和8年度の污水处理施設整備の概成(污水处理人口普及率95%)の実現のみならず、それ以降の各地域の状況を踏まえた污水处理整備に取り組み、生活排水の適正な処理による持続的な水環境の保全を図る。	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			

施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等
国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)「第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (11)環境 ⑬」
廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)「3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要」
第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)第4章等

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	基準年度	目標年度											
1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)＝浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	53	H29年度	73	R9年度	70	71	72	－	－	73	－	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年6月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。	×
					61	61	63	集計中	－	－	－		
2 浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の割合(%)＝浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数/浄化槽整備区域内の単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の総数	68	R5年度	77.9	R12年度	－	69.5	70.7	71.9	73.1	74.3	75.5	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の割合を設定した。 残存する単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和7年6月に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画においても同様の試算が行われている。	△
					69	68	69	集計中	－	－	－		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 浄化槽対策推進費 (平成16年度)	1	4866	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) －	－	－	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－

施策名	目標 4－6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室						
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設である浄化槽の普及推進を通して、政府目標である令和8年度の污水处理施設整備の概成(污水处理人口普及率95%)の実現のみならず、それ以降の各地域の状況を踏まえた污水处理整備に取り組み、生活排水の適正な処理による持続的な水環境の保全を図る。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進						
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)「第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (11)環境 ⑬」 廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)「3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要」 第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)第4章等																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)＝浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	53	H29年度	73	R9年度	71	72	－	－	73	－	－	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。						
2 浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の割合(%)＝浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数/浄化槽整備区域内の単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の総数	68	R5年度	77.9	R12年度	69.5	70.7	71.9	73.1	74.3	75.5	76.7	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の割合を設定した。 残存する単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和7年に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画においても同様の試算が行われている。						
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1) 浄化槽対策推進費(平成16年度)	1	4866	(5) ー	ー	ー	(9) ー	ー	ー	(13) ー	ー	ー	(17) ー	ー	ー	(17) ー	ー	ー	
(2) ー	ー	ー	(6) ー	ー	ー	(10) ー	ー	ー	(14) ー	ー	ー	(18) ー	ー	ー	(18) ー	ー	ー	

	(3) —		—	—		(7) —		—	—		(11) —		—	—		(15) —		—	—		(19) —		—	—
	(4) —		—	—		(8) —		—	—		(12) —		—	—		(16) —		—	—		(20) —		—	—
	評価結果	目標達成度の 測定の結果	(各行政機関共通区分)																					
			(判断根拠)																					
		目標達成が 出来なかった要因、そ の他施策の課題等																						
			次期目標等 への 反映の方向性	【施策】																				
	【測定指標】																							
	学識経験を有する者の 知見の活用										SDGs目標との関係		【主な目標】											
										【副次的効果が期待される目標】														
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報																								

	結果	次期目標等への反映の方向性	【施策】	<生物多様性に関する各界各層への普及啓発>（指標1、指標2、指標5） ・令和4年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえて、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、令和7年7月に策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」を踏まえ、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。 <衛星植生図の整備割合> 生物多様性保全施策の基盤情報となる衛星植生図について、令和7年度から令和11年度までの5年間で全国整備をおこない、令和12年度に全国分を一斉公開する予定。 <生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合> ・生物多様性地域戦略については、未策定の市区町村において実行性のある地域戦略の策定が進むよう、令和5年度に改定した手引きを活用しながら、引き続き、技術的支援を行う。 <生物多様性保全に係る国際的取組の状況> 以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献する。 ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)総会。 ・生物多様性条約締約国会議、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた生物多様性条約の補助機関会合等。 <生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施> ・引き続き、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030について、実施状況の点検・評価を実施し、結果等を踏まえて各種施策の取組を改善するとともに、必要な情報を収集・整備・提供していく。	
			【測定指標】	<生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合> 「生物多様性国家戦略2023-2030」の行動計画において、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」を指標としており、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げているため、適切な測定指標であると考えられる。 <生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合> 「生物多様性国家戦略2023-2030」の行動計画において、指標の一つとして設定しており、引続き、生物多様性の主流化及び国民や企業等を対象とした行動変容に向けた取組・検討を実施する上で適切な測定指標であると考えられる。 <衛星植生図の整備割合> 生物多様性保全施策の基盤情報となる衛星植生図について、着実に実施できていることから指標を変更しない。 <生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合> 生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に根差した様々な取組・努力に支えられていることから、地方公共団体の主体的な取組状況を図る本指標を継続することが妥当であると考え、2030年度の30%の達成に向けて、引き続き、技術的支援を行う。 <生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている大企業等の数又は割合> 生物多様性国家戦略2023-2030(基本戦略3)における行動目標や、ネイチャーポジティブ経済移行戦略において、企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく情報開示を促すことを掲げており、今後の国際的な開示動向を見据え、情報開示に取り組む大企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられるため、引き続き経団連自然保護協議会が実施する「企業の生物多様性への取組に関するアンケート」における情報開示に関する割合を指標として設定し、継続して開示支援等を行う。(目標年限も令和12年(2030年)まで延長する)。 <生物多様性保全に係る国際的取組の状況> 「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、日本としての世界目標への貢献も含めて総合的に評価することが望ましい。 <生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施> 「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」から変更しない。生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていること等から、適切な指標設定と考えられるため。 また、政策評価に関する有識者会議意見を踏まえ、令和8年度以降「身近な生き物を含む生物調査に係る件数」を指標として追加する。	
	学識経験を有する者の知見の活用		・令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議において、身近な生き物について指標化してほしい旨のご指摘があったことを受け、令和8年度事前分析では「身近な生き物を含む生物調査に係る件数」を指標として追加する。	SDGs目標との関係	【主な目標】
					・昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、国際、国内、地域、様々な主体といったあらゆる階層における生物多様性保全に向けた取組を総合的に推進した。また、これらの取組による効果を点検・評価するために、基盤情報となる植生図の整備や我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を行った。これらにより、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		・生物多様性国家戦略2023-2030		【副次的効果が期待される目標】	
		・生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028(JBO4:Japan Biodiversity Outlook 4)に向けた中間提言		・生物多様性国家戦略2023-2030では、重視する要素として生物多様性と気候危機の同時解決を掲げており、このことを踏まえた生物多様性地域戦略策定への技術的支援や自然を活用した解決策(NbS)の地域実装を推進しており、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。また、2024年に策定したネイチャーポジティブ経済移行戦略においては、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を含む企業のバリューチェーンにおけるネイチャーポジティブに向けた取組を促進しており、目標12「つくる責任 つかう責任」に貢献している。	
		・生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価			
		・生物多様性条約第7回国別報告書			

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 8 - ⑪)

施策名	目標5－1 基盤的施策の実施・国際的取組										担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター		
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。										政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2023～2030に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、生物多様性の主流化に向けた取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。										政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 生物多様性国家戦略2023～2030（令和5年3月31日閣議決定）第1部等													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成	
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
1	生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている大企業等の数又は割合	74%	R元年度	90%	令和12年度	－	－	90%	90%	90%	90%	90%	生物多様性国家戦略2023～2030（基本戦略3）における行動目標や、ネイチャーポジティブ経済移行戦略（令和6年3月策定）において、企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく情報開示を促すことを掲げており、今後の国際的な開示動向を見据え、開示に取り組む企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられるため。	
						83%	82%	集計中	－	－	－	－		
2	生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	90%	R4年度	90%	R12年度	－	－	－	90%	－	－	－	生物多様性国家戦略2023～2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合を90%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。	
						88%	87%	79%	－	－	－	－		
3	生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合	56%	R4年度	60%	R12年度	－	－	－	58%	－	－	－	生物多様性国家戦略2023～2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合を60%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。	
						62%	58%	54%	－	－	－	－		
4	衛星植生図の整備割合	0%	R7年度	100%	R11年度	－	－	20%	40%	60%	80%	100%	自然環境の基盤情報である植生図について、最新情報を必要とする企業等のニーズや自然共生サイト等のネイチャーポジティブ活動に対応するため、速報性を重視した衛星植生図をR7年度から5年間で着実に全国整備することが必要であるため。	
						－	－	20%				－		
5	生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合	10%	R4年度	30%	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	生物多様性国家戦略2023～2030における行動計画において、生物多様性地域戦略の策定の推進を掲げており、2030年度までに策定市区町村の割合を30%にすることを目標と設定しているため。	
						10%	10%	10%	－	－	－	－		
6	自然環境保全基礎調査種の分布調査（分類群別）の件数	2件／年度	R5年度	2～3件／年度	R14年度	2	2	2	3	2	3	3	自然環境保全法に基づき、全国的な観点から我が国の自然環境の概況及び変化を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するため自然環境保全基礎調査を実施しており、自然環境保全基礎調査マスタープラン（令和5（2023）年3月策定）に基づき、全国の動物分布情報を把握することを目的として種の分布調査を分類群別に実施しているため。	
						2	2	2	－	－	－	－		
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠								達成	
7	生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施	定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善		－		生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていることに加え、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成状況を把握するにあたり、生物多様性条約の各締約国は、同枠組を踏まえて策定した生物多様性国家戦略の実施状況について、同条約のCOP16で設定された指標を用いて評価し、国別報告書として報告することが求められているため。								
8	生物多様性保全に係る国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進		－		生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から新たな世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗を測る指標などの仕組みについて議論されているため。								

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1)	生物多様性 保全等のための 基盤的事業費（平成20 年度）	1,2,4,6,7	004875	(5)		放射線による 自然生態系 への影響調 査費（平成28年 度）	4	004874	(9)	—		—	—	(13)	—	—	—
(2)	生物多様性 保全等のための モニタリン グ等事業費 （昭和48年 度）	3,6	004870	(6)		—	—	—	(10)	—		—	—	(14)	—	—	—
(3)	ネイチャーポ ジティブ（NP） の実現に向け た生物多様性 保全等のための 国際協力・ ルール先導 推進費 （平成19年度）	5,6,7	004877	(7)		—	—	—	(11)	—		—	—	(15)	—	—	—
(4)	国際分担金 等経費 （昭和54年 度）	6	004869	(8)		—	—	—	(12)	—		—	—	(16)	—	—	—
	評価 結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）														
		（判断根拠）															
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等															
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】														
			【測定指標】														
	学識経験を有する者の 知見の活用								SDGs目標との関係		【主な目標】						
										【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																	

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 返還・譲渡率は、引取り数が分母、返還・譲渡数が分子であるため、引取り数が減少し、返還・譲渡数が向上すれば譲渡・変換率は向上する。 また、引き取った動物に係る対応は、返還・譲渡又は殺処分のいずれかであるため、返還・譲渡数が向上することで殺処分数は減少する。 この点、動物取扱業の適正化や終生飼養を含む動物の所有者の適正飼養につながる普及啓発等により、引取り数が減少したと考えられる。 その上で、都道府県等が引き取った犬及び猫の返還・譲渡を促進するため、都道府県等が行う収容施設や譲渡施設の整備等に対して費用の補助を行ったほか、譲渡に適さない犬及び猫の馴化等に関し、自治体職員等を対象にした適正譲渡講習会を開催したことで、譲渡・返還数が向上したと考えられる。 その結果、殺処分数についても、引き続き減少傾向を維持することができた。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	自治体に引き取られた犬及び猫の返還・譲渡率の向上並びに殺処分数の減少は、動物の愛護及び管理に関する各種施策の効果が複合的に現れた結果であるから、施策の目標として適切だと考えており、変更しない。 今後も引き続き各種施策を実施していくとともに、動物愛護管理基本指針の改正の際に、新たな目標について審議会等の意見を聞きながら検討する。			
		【測定指標】	測定指標1について、現在の測定指標により、施策の効果・有効性を適切に測定できていると考えていることから、変更しない。 動物愛護管理基本指針の見直しまでの間、新たな指標として「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(減少傾向維持)」を追加する。			
学識経験を有する者の知見の活用	令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議において、「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少」では、R12年で2.0万頭とずいぶん先の目標をすでに達成されているように伺え、達成されているならば、早めに目標の見直しをしていかないといけないと思う。新たな目標を設定すべき。」との御指摘があった。これを受けて、R8年度事前分析表において、動物愛護管理法第5条に基づく動物愛護管理基本指針の見直しまでの間、新たな指標として「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(減少傾向維持)」を追加する。 ＜参考：施策の実施における活用状況＞ 中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、委員からの意見を踏まえ、施策を実施・検討している。 令和7年度においては、主に「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」の改正及び「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂について、意見を聴取した。		SDGs目標との関係	【主な目標】 犬及び猫の返還及び譲渡を促進するに当たり、災害時における動物の一時預かり拠点施設としても活用される自治体の動物収容・譲渡施設の新改築等の事業を支援することを通じて、目標11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 また、犬及び猫の返還及び譲渡の促進に当たっては、人と動物の共生パートナーシッププロジェクト「つなぐ絆、つなぐ命」の枠組みでパートナーシップを締結している企業等とも協力を実施し、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 動物取扱業の適正化を通じ、動物の販売時等において、人と動物の共通感染症についての正しい情報が広まることその他の普及啓発を通して、人と動物の共通感染症についての理解が促進されることで、目標3「すべての人に健康と福祉を」の実現に寄与することが期待される。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境省とりまとめ「動物愛護管理行政事務提要」(令和7年度版) https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/gyosei-jimu_r07.html					

施策名	目標 6－1 動物の愛護・管理										担当部局名	自然環境局 総務課動物愛護管理室					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することなどにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の向上、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50％減となる2万頭以下)										政策体系上の位置付け	6. 人と自然のふれあいの推進					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度						
	1 自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の増加(増加傾向維持)(％)	61.8	H30年度	増加傾向維持	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。				
						80	82.48	集計中	-	-	-	-					
	2 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50％減となる2万頭以下)	3.8万頭	H30年度	2.0万頭	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。				
						0.9万頭	0.7万頭	集計中	-	-	-	-					
3 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(減少傾向維持)	集計中	R7年度	減少傾向維持	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。					
					-	-	集計中	-	-	-	-						
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 動物の愛護及び管理事業(平成18年度)	1.2	4987	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-	(17) -	-	-
(2) -	-	-	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-	(20) -	-	-

	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等					
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】				
		【測定指標】					
	学識経験を有する者の 知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報							

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ㉓）

施策名	目標 6－2 自然資源の適切な利用										担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 総務課国民公園室 野生生物課			
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。										政策体系上の位置付け	6. 人と自然のふれあいの推進			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年5月31日閣議決定)第1部等 新時代のインバウンド拡大アクションプラン(令和5年5月30日観光立国推進閣僚会議決定) 第5次観光立国推進基本計画(令和8年3月27日閣議決定)第3章														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
	1	自然公園の年間利用者数の推移(千人)※暦年	－	－	前年度実績値比1%増	－	689655	797054	816779	－	－	－	自然とのふれあいの機会を増加させるため、自然公園の年間利用者数を評価する。		
							789163	808693	集計中	－	－	－			－
	2	エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定を受けた地域を1以上有する都道府県数	－	H20年度	47	R10年度	22	27	32	37	42	47	－	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。	
							18	19	19	－	－	－	－		
	3	温泉の自噴湧出力(L/分)	651265	S45年度	前年度の水準を維持	－	672510	667434	663493	－	－	－	－	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出力」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。	
							667434	663493	集計中	－	－	－	－		
	4	国民公園等年間利用者数(千人)	－	－	前年度実績値比1%増	－	9520	12727	13797	14964	－	－	－	旧皇室園地として日本の歴史・伝統に触れつつ、緑や庭園を手軽に楽しめる場を提供するため、国民公園等の年間利用者数を評価する。	
							12601	13660	14816	－	－	－	－		
	5	国立公園訪日外国人利用者数	490万人	H27年度	1,400万人	R12年度	－	－	667万人	－	－	－	－	政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」の2026年以降の取組方針において、過年度の実績値と第5次観光立国推進基本計画の目標を比較計算し目標として設定しているもの。	
							585万人	844万人	988万人	－	－	－	－		
	6	みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	50	H30年度	前年度実績値比10%増	－	40	45	50	58	－	0	－	被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため設定した、総延長約1,000kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」(以下「トレイル」)を歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられる。歩く者の増減傾向を把握する測定指標として、トレイルの踏破者の申し出に対し、一部市町村が構成する協議会が実施している「踏破認定制度」における認定証の年間発行数を指標とした。	
							41	37	57	－	－	－	－		

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1)	国立公園等 利用等推進 事業費	1,2,5	004894	(5)		—	—	—	(9)	—		—	—	(13)	—	—		—	(17)	—	—	—	
(2)	自然公園等 事業費等 （平成6年度）	4,5	004921	(6)		—	—	—	(10)	—		—	—	(14)	—	—		—	(18)	—	—	—	
(3)	温泉の保護 及び安全・適 正利用推進 事業 （平成18年 度）	3	004920	(7)		—	—	—	(11)	—		—	—	(15)	—	—		—	(19)	—	—	—	
(4)	国民公園等 魅力向上推 進事業 （令和2年度）	4	004924	(8)		—	—	—	(12)	—		—	—	(16)	—	—		—	(20)	—	—	—	
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）																				
			（判断根拠）																				
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																					
			次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】																			
	学識経験を有する者の 知見の活用									SDGs目標との関係	【主な目標】												
											【副次的効果が期待される目標】												
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																							

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)

(環境省 7 - ④1)

施策名			目標10－2 地域循環共生圏づくりの推進										担当部局名		大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室									
施策の概要			地域トランジションモデル形成、地域循環共生圏づくりの支援体制構築、地域間ネットワーク強化・情報発信により、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和8年8月						
達成すべき目標			地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地域を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。										政策体系上の位置付け		10. 地域脱炭素の推進									
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）			第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 地球温暖化対策計画 第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」																					
測定指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						達成					
							年度ごとの実績値																	
			基準年度		目標年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	持続可能な社会を構築していくため、地域循環共生圏づくりに取り組む自治体数を測定する必要がある、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により測定する。地域循環共生圏づくりに取り組む主体は必ずしも自治体だけではなく、民間の主体が活動主体であった場合は、モデル事業による支援を通じて、自治体との連携を促す。						○				
1 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を行っている基礎自治体数（累積）			－ 一年度		300自治体 R12年度		－	70	168	190	212	234	256											
							52	146	167	199	－	－	－											
達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 地域循環共生圏創造事業費(令和6年度)			1	7461	(5) ー			ー	ー	(9) ー			ー	ー	(13) ー			ー	ー	(17) ー			ー	ー
(2) ー			ー	ー	(6) ー			ー	ー	(10) ー			ー	ー	(14) ー			ー	ー	(18) ー			ー	ー
(3) ー			ー	ー	(7) ー			ー	ー	(11) ー			ー	ー	(15) ー			ー	ー	(19) ー			ー	ー
(4) ー			ー	ー	(8) ー			ー	ー	(12) ー			ー	ー	(16) ー			ー	ー	(20) ー			ー	ー
		目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)			②目標達成																		
			(判断根拠)			測定指標1における年度目標を達成している。																		

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	令和8年度は、地域社会に大きなインパクトをもたらす地域循環共生圏づくりの事例の創出、地域循環共生圏づくりの支援の担い手の拡大を引き続き行うとともに、過年度事業の成果の整理・分析を行い、好事例の横展開を図る。 また、全国における地域循環共生圏づくりに関わる取組を登録・可視化し、複合的に地域循環共生圏の創造を推進する。		
		【測定指標】	目標を適切に測定できていることから、測定指標の変更は行わない		
学識経験を有する者の知見の活用	<参考: 施策の実施における活用状況> 有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。また、有識者からなる会議を設け、地域循環共生圏の広報戦略や事業のあり方についても議論し、地域循環共生圏の形成促進のための知見を得た。		SDGs目標との関係	【主な目標】 地域循環共生圏とは、環境・経済・社会を向上させる事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方である。モデル事業においては、環境面のみならず経済・社会課題を統合的に解決しているモデル地域を形成するとともに、それを支援できる人材・組織の充実を図った。またフォーラムやセミナーで普及活動や担い手育成を行っており、主な目標としては11番「住み続けられるまちづくりを」に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 地域循環共生圏の推進は、環境・社会・経済課題の同時解決を原則の一つとしており、多くの課題に共通している原因を根本的に解決する視点を持つことを推奨してモデル事業等を実施している。地域循環共生圏の形成は各地域を持続可能にしていくことであり、すなわちローカルSDGsであることから、おおむねSDGsの目標達成全てに副次的に貢献した。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果				